

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月30日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	奥澤和行

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

市民部市民課

#### 2 監査の範囲

令和4年4月1日～ 令和5年11月21日

#### 3 監査の実施期間

令和5年10月10日～ 令和5年11月21日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

##### (2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。